

河川愛護活動報奨制度

わたしたちのまちを流れる川をきれいにしよう

愛知県では、県が管理する河川で草刈りやゴミ拾い等の清掃活動を実施した団体に報奨費を支払っています。

対象団体

- * 10人以上で構成されている団体

対象となる活動

- * 県の管理する河川での草刈りやゴミ拾い等の清掃活動

対象期間

- * 4月1日から翌年1月31日までの活動



報奨費

- * 対象期間の活動に対して1人1日あたり150円以内で、年度末に県建設事務所より団体に一括して支払われます。
- * 1団体につき限度額50万円とします。

注意事項

- * 市町村等の公共機関が実施している他の愛護活動報奨費を受けている活動は対象外とします。
- * 市町村等の公的機関の職員が行う職務上の活動については対象外とします。
- * 学校等の教育課程上の活動については対象外とします。
- * 提出書類に不備がある場合は、対象外となる場合があります。

手続き

- * 裏面の「手続き等の流れ」のとおり、市町村を経由して県建設事務所に活動実績報告書を提出（メールによる提出も可能）してください。
- * 活動実績報告書には、活動写真と参加者名簿、活動場所を記入した地図を添えて提出してください。

手続き等の流れ

●県建設事務所に活動計画を連絡

事前に河川愛護活動報奨費の申請にあたっての注意事項等を確認してください。

河川愛護活動実施

＊活動日毎に活動実績報告書を作成

●市町村を経由して、県建設事務所に活動実績報告書を提出

- 1 回目の報告 ※書類の提出はメールによる提出も可能です
(4月1日から10月31日までの活動)
- 2 回目の報告
(11月1日から翌年1月31日までの活動)

●審査

活動実績報告書と活動写真、参加者名簿、活動場所を記入した地図等により、活動内容や人数等を確認します。

●報奨費支払い

年度末に県建設事務所より団体に一括して支払われます。



問い合わせ窓口

建設事務所名			連絡先	
尾張建設事務所	維持管理課	管理第二グループ	052-961-4421(直)	owari-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
一宮建設事務所	維持管理課	管理グループ	0586-72-1415(直)	ichinomiya-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
海部建設事務所	維持管理課	管理グループ	0567-24-2162(直)	ama-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
知多建設事務所	維持管理課	管理第二グループ	0569-21-9075(直)	chita-kensetsu-ijikanri@pref.aichi.lg.jp
西三河建設事務所	維持管理課	管理第二グループ	0564-27-2758(直)	nishimikawa-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
西三河建設事務所西尾支所	管理課	管理・用地グループ	0563-56-0145(直)	nishimikawa-ken-nishio@pref.aichi.lg.jp
知立建設事務所	維持管理課	管理グループ	0566-82-6461(直)	chiryu-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
豊田加茂建設事務所	維持管理課	管理第二グループ	0565-35-9319(直)	toyotakamo-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
豊田加茂建設事務所足助支所	管理課	管理・用地グループ	0565-62-0047(直)	toyotakamo-ken-asuke@pref.aichi.lg.jp
新城設楽建設事務所	維持管理課	管理グループ	0536-23-8690(直)	shinshiroshitaro-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
新城設楽建設事務所設楽支所	管理課	管理・用地グループ	0536-62-1311(直)	shinshiro-ken-shitara@pref.aichi.lg.jp
東三河建設事務所	維持管理課	管理第二グループ	0532-52-1332(直)	higashimikawa-kensetsu@pref.aichi.lg.jp

ホームページ： <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/>